

令和2年度  
三沢市結婚新生活支援事業費補助金

新婚世帯の新生活を応援します！！



新居の家賃・引越費用を  
最大30万円補助

夫婦共に  
三沢市民  
(同一世帯)

世帯所得が  
340万円  
未満

夫婦共に  
34歳以下



対 象

令和2年10月1日(木)～令和3年2月28日(日)  
の間に婚姻届を受理された新婚世帯

申請期間

令和2年10月1日(木)～令和3年3月5日(金)

- ・補助金の交付にあたり審査を行うため、必ず補助を受けられるものではありません。
- ・なお、予算を越える申請があった時点で、受付を終了する場合があります。

詳 細

裏面をご覧ください

## 対象世帯

令和2年10月1日～令和3年2月28日の間に婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦のうち、以下の条件をすべて満たす世帯

- 婚姻届提出時点で、夫婦共に三沢市民であり、婚姻後も引き続き三沢市民であること(※1)
- 婚姻届を受理された時点で、夫婦共に年齢が34歳以下であること
- 夫婦の所得合算額が340万円未満であること
- 国、県及び市等から受けた移転補償、損害補償及び補助金等により賃借した住宅でないこと
- 納期の到来した市税その他本市に納付すべき公共料金の滞納がないこと
- 三沢市暴力団排除条例に規定する暴力団員に該当しないこと

(※1) 婚姻届の提出日と転入日が同日の場合も対象となります。

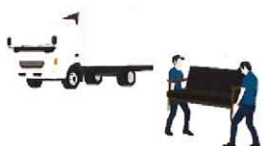


## 対象経費

令和2年10月1日～令和3年2月28日までの間に生じた新居に係る費用及び引越費用のうち、支払済の合計金額(※2)

- 新居に係る費用(住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- 新居への引越費用(引越業者や運送業者へ支払った費用)

(※2) 住宅購入費及び引越業者を介さない引越費用(レンタカー料金やガソリン代等)は対象になりません。



## 提出書類

申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて、下記申込先に提出

- 婚姻後の戸籍謄本
- 新婚世帯全員の住民票の写し
- 夫婦の直近の所得証明書
- 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- 賃貸借契約書及び領収書等の写し
- 引越費用の領収書等の写し(引越業者又は運送業者を利用した場合)
- 離職票又は退職証明書の写し(離職した場合)
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(貸与型奨学金の返済をしている場合)
- その他市長が必要と認める書類

## 申請の流れ



### 【問い合わせ・申込先】

〒033-8666 三沢市桜町一丁目1-38  
三沢市役所 政策部政策調整課 企画戦略係

TEL: 0176-53-5111 (内線531)  
Mail: msw\_kikaku@misawashi.aomori.jp